

第 4 号議案

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年亀岡市条例第 35 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 9 月 7 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年亀岡市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第 2 項の表中「障

害共済年金又は」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

（亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第3条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表傷病補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」を削り、同表障害補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」を削り、同表遺族補償年金の項中「（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公

務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第1条の規定による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年

金」とする。

- 4 第3条の規定による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法若しくは同条第9号に規定する改正前私学共済法又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下単に「改正前国共済法等」という。）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）」と、同表障害補償年金の項中「障害基礎年金」とあるのは「障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により改正前国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）」と、同表遺族補償年金の項中「遺族基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により改正前国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）」とする。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る第3条の規定による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）」と、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害

厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。））」と、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同表遺族補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金等」と、同条第5項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」とする。

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成２７年１０月１日から施行すること。